

テ社第 104 号  
令和 3 年 11 月 4 日

個人情報保護委員会  
委員長 丹野 美絵子 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄  
(公印省略)

情報提供ネットワークシステムの設置及び管理に係る協議について (依頼)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムの設置及び管理に関して、別紙に記載の関係文書に基づくセキュリティ機能及び運用準備状況により、安全性及び信頼性が確保されているかについて、同法第 21 条第 1 項の規定に基づき協議を依頼します。